

# 最上消費生活センターニュース 10月号

令和3年10月1日発行

## 訪問購入（買い取り）のトラブルに注意！

～業者は貴金属の買い取りを求めてきます～

自宅で物品を買い取ってもらう際の訪問購入に関する相談が全国の消費生活センター等に寄せられており、最上地区内でも同様に寄せられています。

訪問購入はクーリング・オフが可能です。こうした制度やルールを理解し、トラブルが起きないように気をつけましょう。

### 【事例】

自宅に何度も「処分するものはないか」と電話がかかってくるので訪問を承諾した。訪問した購入業者に古い人形を出したところ、「これは買い取れない。貴金属はないか」と言われた。「貴金属は全て処分したのでない」と伝えると、「何かあるだろう」と勝手に部屋を探そうとするので、帰ってほしいと伝えると、「引き取るものがあるというから来たのだ。出すものがないならここまで来た手数料を請求する」とどなって帰って行った。今後、どのようなことに気をつければよいか。



### 【アドバイス】

○突然訪問してきた購入業者は家に入れないようにしましょう。

購入しようとする業者が突然訪問することは禁止されています。

○買い取りを承諾していない貴金属の売却を迫られたら、きっぱりと断りましょう。

事前に決めていたものとは別の物品の売却を求めることは禁止されています。

○購入業者から交付された書面をしっかりと確認しましょう。

業者から交付されない場合は、書面の交付を求めましょう。

○クーリング・オフ期間内は、購入業者に物品の引き渡しを拒むことができます。



## 講演会、勉強会などに

## 講師を無料で派遣します！



金融・経済、生活設計、金融教育などに関する講演会等に「山形県金融広報アドバイザー」を派遣しています。サークル、婦人部、老人クラブ、青壮年クラブ、PTA、学校、地域での勉強会などに私たちのサービスを利用してみませんか。

### 講演テーマ例

★スマホでキャッシュレス★社会に出て気をつけたいこと★老後資金の準備★おこづかいの勉強と貯金箱づくり★落語で学ぶ悪質商法★ライフプランと年金★金融商品の知識

### 問い合わせ先

**山形県金融広報委員会** TEL 023-630-3237

山形県金融広報委員会は、「お金についての情報をもっとくらしに役立ててほしい。そのために必要な情報をわかりやすく届けたい。」そんな思いで活動しています。



山形市松波 2-8-1 FAX 023-625-8186  
山形県消費生活・地域安全課内

お申込みはホームページからダウンロードできます。



## 「消費生活出前講座」について

講師が地域へ出向いて、悪質商法や契約トラブルに関する相談事例の紹介、トラブルへの対処法など、消費生活に関する知識を分かりやすくお伝えします。**費用は無料**ですので、ぜひご利用ください。

※お申込みはホームページから依頼書をFAXするか、まずお電話でお問い合わせを。



## 10月・11月の無料法律相談会

10月 5日(火) 13:30~15:30

11月 9日(火) 13:30~15:30

業者との契約トラブルや借金問題などについて、弁護士による専門的なアドバイスを**無料**で受けることができます。秘密は守られますので安心してお申込みください。

【場 所】 最上総合支庁

【時 間】 お一人様30分となります

※ご希望の方は事前にお電話でご予約を。

**最上消費生活センター** TEL 0233-29-1370  
FAX 0233-23-2605

〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034 (最上総合支庁1階)

《受付時間》月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

ホームページは「最上消費生活センター情報」で 

消費者ホットライン188で最寄りの消費生活センターにつながります。